

タツタ電線株式会社定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、タツタ電線株式会社と称し、英文では、TATSUTA ELECTRIC WIRE AND CABLE CO.,LTD.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 次の各種製品、複合製品の製造、加工および販売

- ①電線・ケーブル、光ファイバケーブルおよびその付属品
- ②金属線、合金線およびその加工品
- ③遮音用、制振用等の建築材料ならびにそれらの関連材料
- ④工業用ゴム製品、合成樹脂成形品、有機・無機およびその複合化学薬品
- ⑤電子機器用金属材料および導電材料ならびにそれらの関連材料
- ⑥防災用、厨房用および医療用機器ならびにそれらの部分品
- ⑦通信用、情報処理用、制御用、計測用等の電気および光応用機器ならびにそれらの部分品

(2) 前号の製品に関連する工事の設計、監理および請負ならびにシステム設計

(3) 前各号に関連するコンサルティング業

(4) 事業の運営上必要な他の事業に対する投資

(5) 前各号に付帯もしくは関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東大阪市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、1億5,669万3千株とする。

(単元株式数)

第6条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第7条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第8条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規程)

第9条 当社の株式に関する取扱および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月に、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(議長)

第13条 株主総会の議長は、あらかじめ取締役会において定めた取締役がこれに当る。

2 前項において定めた取締役に事故ある場合は、あらかじめ取締役会で定めるところにより、他の取締役がこれに代る。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第17条 当社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、17名以内とする。

2 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役は、株主総会で選任する。

- 2 取締役の選任決議は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 3 補欠のため選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集)

第21条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日より3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 当会社を代表する取締役は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会の決議によってこれを定める。

- 2 取締役会は、その決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長1名、取締役社長1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第23条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会で定める取締役会規程による。

(取締役の責任軽減)

第26条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任について法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。

(相談役および顧問)

第27条 当社は、取締役会の決議により、相談役および顧問若干名を置くことができる。

第5章 監査等委員および監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第28条 当社は、監査等委員会を置く。

(監査等委員会の招集)

第29条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日より3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

(常勤監査等委員)

第30条 監査等委員会はその決議により、常勤の監査等委員若干名を選定することができる。

(監査等委員会規程)

第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査等委員会で定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第32条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の責任軽減)

第33条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任について法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第7章 計算

(事業年度)

第34条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第35条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第36条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- 2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
- 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第37条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附則

(監査役の責任免除等に関する経過措置)

- 第1条 当社は、第91期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項
所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、
取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 第91期定時株主総会終結前の社外取締役（社外監査役であった者を含む。）の行為
に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株
主総会の決議による変更前の定款第34条第2項に定めるところによる。

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

- 第2条 現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の
削除および変更案第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律
（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下
「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会
については、現行定款第14条はなお効力を有する。
- 3 本条の規定は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月
を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

この定款は、2022年6月17日から実施する。

1948年	7月21日制定	1949年10月	6日改正	1950年	5月15日改正
1952年	1月17日改正	1953年	5月7日改正	1954年	2月20日改正
1956年	5月30日改正	1957年11月	29日改正	1959年11月	28日改正
1961年11月	29日改正	1962年	5月30日改正	1963年	5月30日改正
1967年	5月30日改正	1968年	5月30日改正	1969年	5月30日改正
1969年11月	28日改正	1971年11月	29日改正	1972年	5月30日改正
1974年	5月30日改正	1975年	5月30日改正	1982年	6月29日改正
1983年	6月29日改正	1984年	6月29日改正	1985年	6月28日改正
1989年	6月29日改正	1991年	6月27日改正	1994年	6月29日改正
1998年	6月26日改正	2002年	6月27日改正	2003年	6月27日改正
2004年	6月29日改正	2005年	6月29日改正	2006年	6月29日改正
2009年	6月26日改正	2013年	2月1日改正	2015年	6月26日改正
2022年	6月17日改正				